

総合事業の日割り算定について（補足資料）

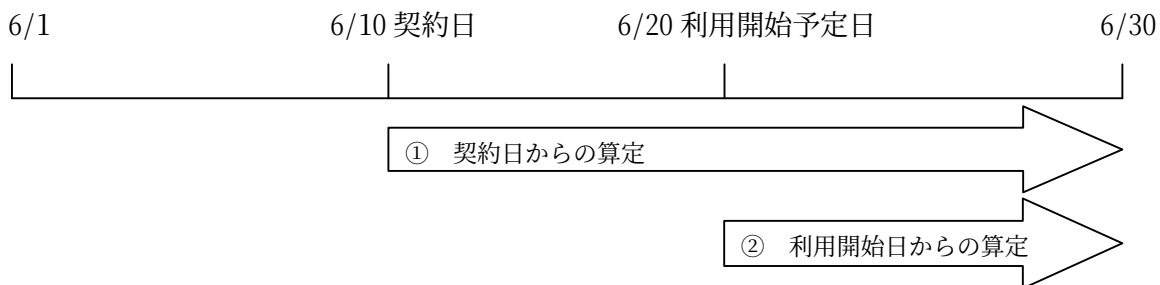
総合事業における請求については、月の途中で利用開始の契約をした場合は、月額包括報酬ではなく契約日を起算日としての日割りの計算となります。

【例１】 月の途中より新規で総合事業サービスを利用する場合

・総合事業サービスにかかる利用者と事業所との**契約日**を起算日として日割り算定を行う。
但し、利用者と事業所の合意があれば、利用開始予定日等を起算日として差し支えない。

① 起算日を契約日とした場合

② 起算日を利用開始予定日とした場合



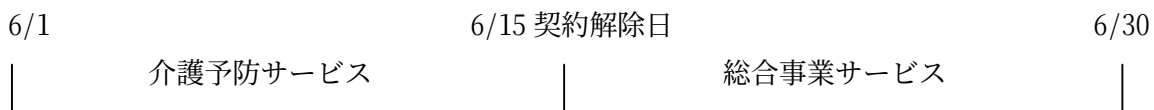
※上記の例で、利用者等の都合等により実際には7月から利用を開始し、6月中に利用実績がない場合は、6月分は報酬を算定せず、7月分から月額包括報酬（日割りなし）を算定する。

【例２】 利用者の希望等により月途中で総合事業に移行する場合（区分変更を伴わない）

・総合事業のサービスについては、介護予防サービスの**契約解除日の翌日を起算日**として日割り算定を行う。

・介護予防サービスは、日割り算定を行わない。

例) 起算日を契約解除日の翌日 6/16 とした場合



※介護予防サービスについては、厚労省事務連絡で総合事業への移行に係る日割り事由が規定されていないため、日割り算定を行わない。契約解除日の属する月に介護予防サービスの利用がある場合、月額包括報酬を請求することになる。

総合事業サービス：日割単位数×15 日（起算日からの日数）

介護予防サービス：日割り算定を行わない。

【例3】 認定有効期限到来時（月末）に総合事業へ移行する場合

- ・総合事業サービス、介護予防サービスともに、日割り算定を行わない。

6 月	6/30 認定有効期限	7 月
介護予防サービス	総合事業サービス	

総合事業サービス：日割り算定を行わない。

介護予防サービス：日割り算定を行わない。

※総合事業サービスについては、介護予防サービスの契約解除日の翌日を起算日として日割り算定を行うことになるが、介護予防サービスの契約解除日は認定有効期間内に設定されることから、日割り算定は発生しない。

【例4】 区分変更（要支援1⇔2）に伴い月途中で総合事業に移行する場合

- ・総合事業サービス及び介護予防サービスは、従来の区分変更（要支援1⇔2）の例に準じて、変更日を起算日として日割り算定を行う。

例）要支援2→1への変更に伴い、総合事業に移行した場合

6/1	6/15 区分変更日	6/30

総合事業サービス：日割単位数×16 日（区分変更日からの日数）

介護予防サービス：日割単位数×14 日（区分変更日前日までの日数）

③ 月途中で総合事業が終了する場合

- ・総合事業サービス利用者と事業所との契約解除（死亡、契約終了の申し出など）を事由として、契約解除日までの日割り算定を行う。

（注）詳しくは、

<http://www.city.misato.lg.jp/8030.htm> 内の⇒  月額包括報酬の日割り請求にかかる適用.pdf

を参照してください。